

多様な生徒が学ぶ高等学校のこれからの在り方について

1 今日、高等学校への進学率は約 99%に達し、それゆえ、高校生それぞれの有する入学動機や進路希望、興味・関心や学習経験等は、非常に多様なものとなっている。また、その中には、中学校段階までで不登校経験を有する生徒や、特別な支援を必要とする生徒も一定数在籍している。こうした生徒の多様な状況を踏まえ、義務教育段階の学習内容の学び直しに取り組む学校や発展的な教育に取り組む学校など、教育の実態は地域・学校により大きく異なっている。

2 そうした状況を踏まえ、各高等学校において、生徒一人一人の個性に応じた多様な可能性を伸ばす「多様性への対応」を図りつつ、高等学校教育の質の確保・向上を目指すに当たっては、義務教育において育成された資質・能力を更に発展させながら、全ての生徒が社会で生きていくために必要となる資質・能力を共通して身に付けられるよう「共通性の確保」を併せて進めることが必要である。

3 この「共通性の確保」については、教育基本法や学校教育法等の各種規程により制度上一定程度図られているが、平成26年の中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会においては、

- ・ 社会・職業への円滑な移行に必要な力
- ・ 市民性(市民社会に関する知識理解、社会の一員として参画し貢献する意識など)

が全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力「コア」を構成する重要な柱として、特に重視され、この議論も踏まえつつ、平成30年に改訂された高等学校学習指導要領の前文では、幼児期の教育及び義務教育の基礎の上に、高等学校卒業以降の教育や職業、生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、生徒の学習の在り方を展望していくために広く活用されるものとなることを期待して、学習指導要領を定めるとの趣旨が明記されたところである。

4 こうした学習指導要領の改訂と前後する形で、平成28年に選挙権年齢、令和4年に成年年齢の引下げという変化が生じ、これに伴い、高等学校の役割として、生徒自らが自己決定を行い、自分の人生をより良いものへと切り拓いていくことのできる自立した市民や、社会の一員としてより良い社会の実現に主体的に参画しようとする資質・能力を育むことが一層強く期待されることとなった。

こうした動きは、生徒が学校で学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育むことを目指すキャリア教育とも、その方向は同じであり、一人一人の生徒のキャリア発達を促す役割の発揮が高等学校教育において一層求められる状況にあると捉えることもできる。

また、生成系 AI 等のデジタル技術が目まぐるしく発展し将来の予測が難しい社会において、これから生きる人間には、社会における膨大な情報の中から好奇心を持って自分らしい問を見だし、その問を探究する中で新しい価値を生み出していくことが重要となる。そのためには、情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、

見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値を創造する資質・能力を育むことが期待されるようになっている。

- 5 そのような今日の状況に鑑みれば、多様な背景を有する高校生が存在し、それぞれの高等学校において、そうした多様な生徒の状況・地域の実情等を踏まえてスクールミッション・スクールポリシーに則して特色ある取組を推進している中で、いずれの高等学校の、いずれの課程・学科にあっても、共通して取り組むべき特に重要なこととしては、
 - ・ 自己を理解し、自己決定・自己調整ができる力の育成
 - ・ 自ら問を立て、多様な他者と協働しつつ、その問に対する自分なりの答えを導き出し、行動することのできる力の育成
 - ・ 自己の在り方生き方を考え、社会に当事者として主体的に参画する力の育成
 - ・ それらの土台となる知・徳・体のバランスのとれた資質・能力の育成(とりわけ、義務教育段階において修得すべき資質・能力の確実な育成)が挙げられるのではないか。
- 6 そして、これらの力の育成が全ての高等学校において着実になされるよう、学習指導要領の理念の各高等学校への一層の浸透を図りつつ、これからの教育課程の在り方として、
 - ・ 生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に社会に関わったり、自ら学びを調整したり自己決定したりする場面を積極的に取り入れていくこと
 - ・ 生徒が各教科等の学びで習得した資質・能力を相互に関連付け、生かしながら、実りある探究活動を進めることができるよう、「総合的な探究の時間」を教育課程の基軸に据えて各教科・科目との相互作用を強めていくこと等により、各教科等における学びの充実を図ることが今後特に重要となるのではないか。
- 7 そして、こうした学びの充実に向けては、教師の資質能力の向上や指導側の体制・環境整備、また、高等学校教育に与える影響が大きい大学入学者選抜の改革等を併せて進めていくことも重要である。このため、教師自らが探究心を持ち、授業における探究的な学びをデザインしていくことが可能となるよう、全ての教師に対して、校務DX等の働き方改革等を進めながら、継続的な学びの契機と機会を提供する環境を構築していくこと、コーディネーターの配置促進など指導側の体制・環境整備を進めていくこと、大学入学者選抜において、入学志願者の思考力・判断力・表現力等を適切に評価するなど、学力の3要素の多面的・総合的な評価への改善を進めていくことなどに取り組んでいくべきである。
- 8 また、生徒一人一人の特性等に応じた多様な可能性を伸ばすための「多様性への対応」として、最も重要なものの一つが、在籍する生徒の希望する進路の実現に必要な学習経験の提供であると言える。

- 9 しかしながら、現状では、学校の立地、リソース等に伴う制約により、学校が生徒の多様な学習ニーズに対応しきれていないといった課題がある。また、各課程に関する制度等により、不登校経験など多様な背景を有する生徒の受け入れが特定の学校・課程に偏っていたり、生徒の在籍する学校・課程・学科により、その後の進路の固定化が生じやすかったりするといった課題もある。
- 10 こうした課題を解消するために、地理的状況や各学校・課程・学科の枠に関わらず、いずれの高等学校においても柔軟で質の高い学びを実現し、全ての生徒の可能性を最大限引き出すことができるようにしていくべきである。
- そして、このための方策としては、遠隔授業や通信の方法による教育の活用、学校間連携の促進、関係機関等との連携・協働等が特に有効であると考えられることから、これらを一層進めていくべく、例えば、
- ・ 実施要件の緩和等を通じた、教科・科目充実型遠隔授業の推進
 - ・ 特別の事情を有する生徒の学習機会を確保に向けた、自宅等での同時双方向のオンライン授業の受講や、全日制・定時制課程における通信教育の実施要件の緩和等
 - ・ 学校間連携・課程間併修を促進する高等学校間ネットワークの強化や優良事例創出に向けた支援
 - ・ コーディネーターの配置促進
- 等に取り組んでいくことが重要であると考えられる。
- 11 以上のようなことを通じて、多様な生徒が学ぶ高等学校において求められる「共通性の確保」と「多様性への対応」を果たしていくことにより、高等学校教育全体の一層の質の確保・向上、各高等学校のスクールミッション・スクールポリシーを踏まえた多様で特色ある教育活動の展開など、「生徒を主語にした」高等学校教育の真の実現が期待される。

(参考)

○学校教育法における高等学校の目的・目標等

第50条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第51条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

第30条 (略)

② ……生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

※小学校の章にある第30条第2項の規定は、第62条において高等学校における教育に準用

○高等学校学習指導要領(平成30年文部科学省告示第68号)前文

教育は、教育基本法第1条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第2条に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

学習指導要領とは、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるものである。学習指導要領が果たす役割の一つは、公の性質を有する学校における教育水準を全国的に確保することである。また、各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、生徒や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である。

生徒が学ぶことの意義を実感できる環境を整え、一人一人の資質・能力を伸ばせるようにしていくことは、教職員をはじめとする学校関係者はもとより、家庭や地域の人々も含め、様々な立場から生徒や学校に関わる全ての大人に期待される役割である。幼児期の教育及び義務教育の基礎の上に、高等学校卒業以降の教育や職業、生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、生徒の学習の在り方を展望していくために広く活用されるものとなることを期待して、ここに高等学校学習指導要領を定める。